

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定防衛施設周辺整備調整交付金の額）</p> <p>第十五条 法第九条第二項の規定により特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口</p> <p>四 関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積（防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合（飛行場等（法第九条第一項第一号に掲げる防衛施設又は第十三条第三号に掲げる防衛施設をいう。次号ア及び第六号において同じ。）に係る関連市町村にあつては、当該割合及び当該飛行場等に係る法第四条に規定する第一種区域の交付年度の四月一日現在における人口の当該第一種区域の同日現在における面積に対する割合）</p> <p>五 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様</p> <p>ア 飛行場等又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施され</p>	<p>（特定防衛施設周辺整備調整交付金の額）</p> <p>第十五条 法第九条第二項の規定により特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の五年前の日における人口との比率</p> <p>四 関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積（防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合</p> <p>五 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様</p> <p>ア 飛行場等（法第九条第一項第一号に掲げる防衛施設又は</p>

る演習場 航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を三で除して得た回数

イ・ウ (略)

六 特定防衛施設内において行われる航空機の地上での移動、航空機の整備その他の防衛省令で定める航空機の運用及び管理により生ずる音響（飛行場等にあつては、当該音響並びに当該航空機の運用及び管理により生ずる臭気）に起因する影響が大きいと認められる関連市町村におけるその影響の程度

七 (略)

第十三条第三号に掲げる防衛施設をいう。）又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場 航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を三で除して得た回数

イ・ウ (略)

(新設)

六 (略)